

「農林水産関係市町村別統計」利用者のために

1 利用上の注意

(1) 耕地面積及び水稲

この市町村別統計は、「作物統計調査」を実施する上で把握した地域における標本調査及び現地見積りの結果、関係機関からの情報等を踏まえ、都道府県計値の内訳として市町村別に作成した加工統計であり、作成する上で精度を設定しているものではない。

(2) 麦類、そば、大豆及びなたね

この市町村別統計は、「作物統計調査」を実施する上で把握した地域における集出荷団体等への郵送調査、農家への標本調査、現地見積りの結果、関係機関からの情報等のほか、10a当たり収量については必要に応じて実測調査を実施した上で、都道府県計値の内訳として市町村別に作成した加工統計であり、作成する上で精度を設定しているものではない。

(3) てんさい

この市町村別統計は、「作物統計調査」を実施する上で把握した地域における製糖工場等への郵送調査、現地見積りの結果、関係機関からの情報のほか、10a当たり収量については、北海道計の内訳として市町村別に作成した加工統計であり、作成する上で精度を設定しているものではない。

なお、「作物統計調査」は都道府県計値を求めるために設計されている。

2 耕作者の市町村間の出作・入作を考慮していない（属地統計）。

3 数値については、次の方法で四捨五入しており、市町村値の計が都道府県値と一致しないことがある。

原 数		7 桁以上 (100万)	6 桁 (10万)	5 桁 (1 万)	4 桁 (1,000)	3 桁以下 (100)
四捨五入する桁（下から）		3 桁	2 桁	2 桁	1 桁	四捨五入 しない
例	四捨五入する前（原数）	1,234,567	123,456	12,345	1,234	123
	四捨五入した数値（統計数値）	1,235,000	123,500	12,300	1,230	123

4 表中に用いている符号

「0」：単位に満たないもの（例：0.4ha→0 ha）

「-」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

5 秘匿措置について

統計調査結果について、生産者数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

6 市町村の範囲については、平成31年4月1日現在の区域である。

【お問合せ先】

農林水産省 大臣官房 統計部 生産流通消費統計課 企画班

代表：03-3502-8111 内線 3684

直通：03-3501-4502

FAX：03-5511-8771